

佐久市太陽光エネルギー普及事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、年間日照時間が長い本市の地域特性を生かし、太陽光の活用による自然エネルギーの更なる普及を図ることにより、エネルギーの地産地消を促進し、低炭素社会の構築に寄与するため、太陽光発電設備の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池その他の設備を用いて太陽光を変換して電気を得る設備をいう。
- (2) 建物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号、第6号又は第8号に規定する者をいう。
- (4) 対象設備 市内に存する建物の屋根又は壁に設置する太陽光発電設備（太陽光発電設備を構成する設備の一部のみを設置する場合を除く。）をいう。ただし、未使用品に限る。
- (5) 自家消費 対象設備により発電した電気を自己の所有に属する建物、居住している建物又は事務所、事業所等として使用している建物で使用することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、建物に対象設備を設置しようとする個人又は法人その他の団体（佐久市商工業振興条例（平成17年佐久市条例第129号）に基づく新エネルギー・省エネルギー施設整備事業に係る補助金の交付を受けた者を除く。）であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 自己の所有に属する建物に設置しようとする者
 - イ 他人の所有に属する建物に居住し、又は事務所、事業所等を置く者で、当該建物に設置しようとするもの
- (2) 対象設備により発電した電気の一部又は全部を自家消費しようとする者
- (3) 市税等の滞納がない者

(補助対象経費、補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
次に掲げる対象設備の設置（以下「補助事業」という。）に要する費用（工事に要する費用を含む。） ア 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力計、配線・配線器具及び蓄電池	1キロワット当たり2万円に、対象設備を構成する太陽電池の最大出力（キロワット表示とし、小数点以下2桁未満については四捨五入する。）を乗じて得た額以内。ただし、一の補助対象者の対象設備の設置に対し、20万円を限度とする。

イ アに掲げるもののほか、市長が特に認めるもの	
-------------------------	--

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付申請書の様式等)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市太陽光エネルギー普及事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。)によるものとする。

2 補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に関する見積書の写し(費用の内訳が記載されているもの)
- (2) 補助対象者が第3条第1号イに該当する場合にあつては、設置承諾書
- (3) 対象設備の設置前の状況が確認できる写真
- (4) 設置予定箇所の位置図(住宅案内図等)
- (5) 太陽電池モジュールの配置図
- (6) 対象設備の形状、規格等が分かるもの(パンフレット等)
- (7) 想定される発電量及び自家消費量が分かるもの(シミュレーション結果等)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業の内容変更等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 佐久市太陽光エネルギー普及事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 佐久市太陽光エネルギー普及事業中止・廃止承認申請書(様式第3号)

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市太陽光エネルギー普及事業補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)によるものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 対象設備の設置状況が確認できる写真
- (3) 電気の配線が分かるシステム図等
- (4) 電気事業者との系統連系に係る契約書等の写し
- (5) しゅん工検査の試験記録書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付請求書の様式)

第8条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市太陽光エネルギー普及事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(協力)

第9条 市長は、対象設備を設置し、補助金の交付を受けた者(以下「設置者」という。)に

対し、対象設備を設置した月から起算して3年間、発電量、売電量及び買電量データの提示等の必要な協力を求めることができる。

(財産の処分制限)

第10条 設置者は、補助事業完了の翌月から起算して10年以内に、対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。